

## 裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成28年11月14日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

### 参加者等

司会者	松本圭史	（千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官	辛島靖崇	（千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官	津田葉月	（千葉地方裁判所刑事第2部判事補）
検察官	児嶋隆司	（千葉地方検察庁検事）
検察官	内田晋太郎	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	丸山哲	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	須藤博文	（千葉県弁護士会所属）
補充裁判員経験者1番	女	
補充裁判員経験者2番	男	
裁判員経験者3番	女	
裁判員経験者4番	男	
裁判員経験者5番	男	
裁判員経験者6番	男	
裁判員経験者7番	女	
裁判員経験者8番	男	

### 議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

**【司会者】**

それでは時間になりましたので、これから裁判員等経験者の皆様との意見交換会を始めさせていただきます。

お忙しい中、再び裁判所に御足労いただきまして、誠にありがとうございます。是非、率直な御意見などを賜ればと思っております。

本日司会進行役を務めさせていただきます刑事2部裁判官の松本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。簡単に自己紹介的な話をさせていただきますが、私は裁判官になって約23年たったというところです。この千葉に来ましたのは今年の4月からでして、裁判員裁判を4件ほど担当いたしました。その前に勤めた庁でも3年間、合計で20件ほどの裁判員裁判を担当しております。

このようにそれなりの件数を担当してきていますけれども、いまだに裁判員裁判はこうするのがいいんだということについて、決まったやり方を見つけているわけではなく、一件一件いろいろ試行錯誤しながらやっているというのが正直なところですので、今回は皆様から率直な御意見を伺って、今後の参考にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の意見交換会には、私以外に法律家として検察官2名、弁護士2名、裁判官2名の方々にも出席いただいております。恐縮ですが、これらの方々からも順次自己紹介をお願いできればと思います。

まず検察官の方からお願いします。

**【児嶋検察官】**

千葉地方検察庁の検事をしております児嶋隆司と申します。

私は、昨年4月から千葉地方検察庁で裁判員裁判に立ち会っております。

昨年からの1年半余りでおおよそ25件から30件ぐらい裁判員裁判を経験しております。

我々も検察官として日々分かりやすいように、ということを中心に心がけて裁判をして

いるつもりではあるのですけれども、実際にやってみると、自分でもこうすればよかったなとか、これはなかなか伝わっていないだろうな、と思うところが多々ございますので、本日は忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思います。よろしくをお願いします。

**【内田検察官】**

続きまして検事の内田と申します。よろしくお願いいたします。

私は、検事になって大体13年目ぐらいですけれども、裁判員裁判ということになると、裁判員制度が始まったばかりのころに、10件弱ほど経験して、それ以来裁判に立つという職場から少し離れていて、この4月から再び裁判員裁判をやることになりました。

裁判員裁判が始まって、期間としてはそれほどないんですけれども、途中ちょっと間があいているだけでも、少しやり方が変わっているとかというところがあります。それはどうしてかという、やっぱりやってみて、もっとこうすればよかった、ああいうふうにしたほうが分かりやすかった、これはよくなかったという反省とか改善の結果でこうなっているのかなと思いますので、今回のこういう意見交換会の場が、また今後のより分かりやすい裁判に向けた何かいいきっかけになればと思っております。よろしくお願いいたします。

**【司会者】**

続きまして、弁護士会から御参加いただいている弁護士の方2名についても、御挨拶をお願いします。

**【丸山弁護士】**

千葉県弁護士会で弁護士をしております丸山と申します。

今年度、刑事弁護担当副会長という立場におりまして、弁護士13年目になります。

裁判員裁判は10件程度経験しておりますけれども、他の裁判と違って、非常にアピールの仕方等に苦心しているのが自分でも分かります。このような会で、皆様

の御意見を承って、自分自身、あるいは弁護士会のために反映していきたいと思  
いますので、忌憚のない御意見をよろしく願いいたします。

**【須藤弁護士】**

千葉県弁護士会に所属しています弁護士の須藤と申します。

ちょうど弁護士3年目が終わろうとしているところで、裁判員裁判については、  
現在手続きが進んでいるものも含めて5件担当しております。

私は刑事弁護センターというところに所属しておりまして、研修部会というところ  
におります関係で、新人の研修だとか一般会員の研修等にも携わっておりますので、  
裁判員の皆様の御意見をお聞きして、研修等にも生かしていきたいと思  
います。  
よろしく願いいたします。

**【司会者】**

最後になりますが、裁判官のお二方からもお願いいたします。

**【辛島裁判官】**

裁判官の辛島でございます。私は平成26年4月から千葉でお仕事をさせていただ  
いております。今日はできる限り、私たちの耳の痛い話を伺えればと思  
っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【津田裁判官】**

同じく裁判官の津田と申します。私は今年の1月に裁判官になりましたので、1  
年目です。今まで5件ほど裁判員裁判に関わらせていただきまして、毎回そのとき  
の裁判員の方の御発言から学ぶこと、教えていただくことがたくさんありまして、  
裁判員の方々には感謝の気持ちしかございません。

今日もいろいろ御意見をお聞きしたいと思って、楽しみにしてまいりました。ど  
うぞよろしく願いいたします。

**【司会者】**

ありがとうございました。

それではいよいよ、裁判員、補充裁判員を御経験いただいた皆様からお話を伺っ

ていくということにしたいと思います。

それでは、まず別紙第2の1記載の全体的な感想というところで、ちょっと自己紹介的なところも含めて、どんな事件を担当されたかとか、どんな感想を持ったかというようなことについて、全体的な意見を一言ずついただきたいと思います。

では1番の方、担当した事件についてどんなことをお感じになったか、全体的な話をまずお願いいたします。

### 【1番】

最初に、裁判員に選ばれたことに驚きましたし、補充裁判員ということだったので、通常の裁判員と補充裁判員とはどのぐらい違うのか、どこまで発言していいのかというところがありました。

あと、裁判員をやっていく中で、年代・性別いろいろな方がいらっしゃいましたが、特に若い方で、なかなか自分の考えを言えないといいますか、皆さんの考えとは違うことを思われているようなんですが、なかなかそれを言えない方がいたような印象でした。やはり20代前半とか、まだ社会に出て何年もたっていないような方に関しては、もう少し話しやすい雰囲気もあった方がいいのではないかという印象をととても受けました。

私が担当した事件は性犯罪ということで、私もそうなんですが、女性だからといって被害者の方に気持ちが寄り添ってしまっちはいけないなと平等に見なければいけないなと最初から思っていたのですが、実際にこの裁判が始まって話を聞いていく中で、客観的に皆さんが判断していけるように話が進められたなという点では、よかったのではないかなと、余り女性・男性、関係がないんだなというところは感じていました。

裁判は大体1週間で、結構家でも事件について考えてしまいました。裁判官、弁護士、検察官が分かりやすくお話をしてくださいました。

### 【司会者】

ありがとうございます。今いろいろと興味深い具体的なお話もしていただきまし

た。またこの後、審理の分かりやすさという点で具体的にお聞きすることもあるか  
と思いますけれども、よろしく願いいたします。

続いて2番の方、お願いします。

**【2番】**

私が担当した事件は、今後増えるだろうなと思った老人介護の関係の事件です。

自分の親がそういうことになるんじゃないかと身につまされる話が非常に多かつ  
たので、胃が痛くなりました。

ただ初日に、他の日は昼食は皆さん基本的に自由だったと思うんですけれども、  
裁判長から、できれば初日だけでも外に行かないでお弁当をみんなで食べましょ  
うということで、雑談して仲良くなる雰囲気をつくっていただけたので少し救われた  
部分と、裁判員と補充裁判員が一つの輪になれたなというのがありました。

先ほど若い人がお話ができないというのがありましたけど、私のときは非常に若  
い女性がいたのですけれども、逆にお昼に懇談した後に結構話ができるようになった  
ので、そういうことは非常にいいのかなと思いました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

では続きまして、3番の方からお話を伺いたいと思います。

**【3番】**

まず裁判員に選ばれて、自分がどういった内容の事件を担当することになるか  
というのは、勿論当日にならないと分からなくて、抽選の前に性犯罪の事件とい  
うことが発表されて、女性としてはすごく気分が重くなったんですけれども、実  
際のところ、この言い方はちょっとふさわしくはないかもしれないんですけれど  
も、性犯罪の中では重いほうの事件ではなかったので、そこまで深刻にならずに  
最後まで取り組めたというのがあります。

それで、先ほど1番の方もおっしゃっていたんですけれども、女性だからとい  
って被害者の方のお話ばかりをうのみにしないようにしないといけないというの  
を心

がけていたのですけれども、被告人の方も認めていらしたので、私の印象では、他の裁判員の方も裁判官の方もそんなに引っかかることなくスムーズに進んだ事件だったと思います。

全体的には、事前の準備をすごくしてくださっていて、分かりやすく、かつ、和やかな雰囲気演出されていまして、誰かがすごく口ごもったりとか意見を言えないような雰囲気になることもなく、いい意見交換ができて最後まで終わらせられたと思います。

**【司会者】**

ありがとうございます。

では4番の方、お願いいたします。

**【4番】**

私も3番の方と一緒に裁判員をやったんですけれども、被告人の方がまだすごく若く、確か兄弟がとても多かったので、余り親から愛情を受けていないんじゃないかみたいな感じがありました。

被告人が事実を認めて示談金も払っていて、ここでこの人がもし実刑になってしまったらどうなるかなみたいなことも考えると、刑がどうだとか、本当にやったことがどれだけの重みがあるというよりは、年も若いし、その人の生きてきた人生だとか、今後どうなるんだろうというのを、素人だとやっぱり考えてしまいました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

それでは5番の方、一言お願いいたします。

**【5番】**

私が担当した事件は、ざっくり言うと登場人物の中で、この人が一番いい人だという人が被害者の方も含めていなかったというのが、面白いというか、本当にワイドショーを見ているような感じでした。

最終的に量刑、執行猶予をつけるかつかないかというところが争点でしたが、1

番の方が言われたように、若い裁判員の方が初めはなかなか意見を出さなかったんですけど、そのうち何かもう家族みたくなって行って、言いたいことを言い合えるようになったのでよかったです。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは6番の方から、全体的な感想を伺いたいと思います。

【6番】

裁判官の方たちがいろいろ裁判員が意見を出しやすいような環境をつくってくれて、評議の最終場面ではかなり意見も出ました。

量刑の年数を決めるのに、最初は私も量刑というのはやっぱり犯行態様とか、憎しみとかそういうのがプラスされていくのかなと思っていたんですけど、過去の判決の量刑の結果を集積したグラフを見させてもらって検討できたので、評議がスムーズに行ったかなとは思っています。

【司会者】

ありがとうございます。

では、7番の方お願いいたします。

【7番】

6番の方と同じ事件を担当させていただきました。女性が亡くなられているということで、やはり同じ女性なので、公平に見ないといけないと思って話を聞いていました。

診断書を見たり、そのときの様子を聞いていると、同じ女性として冷静にはいられなかったです。

あと、若い裁判員の方がたまたまお一人だけというかたちだったので、その方は最後まで打ち解けにくく、意見が言いにくいという感じがあったかなと思います。

ただ、そういうときに、持っていく間の取り方とか、じゃあここで、と空気を変えていただくような裁判官の司会進行がうまいなと感心させられました。やはり裁



判員裁判はすごく有意義であったというのが、全体の感想となります。

**【司会者】**

ありがとうございます。

それでは最後に、8番の方から全体的な御感想をお願いいたします。

**【8番】**

私が担当した事件は、被告人が2名いましたが、それぞれの供述が異なっておりましたので、その事実確認に大分苦労しました。それで裁判官がホワイトボードで時系列的な表示をしていって、本当の真実を追究するために、証拠をちゃんと一つずつ見て、間違いない判断を下さないといけないという説明を受けて非常に勉強になりました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

皆さん、一通り御意見をいただきましてありがとうございます。

今のお話の中でもかなり出てきているのですが、今回ポイントを絞って順番にお話を伺っていきたいと思います。

まず、別紙第2の2記載のとおり、審理及び評議の分かりやすさというところに入っていきたいと思います。要するに、法廷で行われた証拠調べやその前後の検察官と弁護人の各意見等が分かりやすかったかどうかということ、主として検察官と弁護人の活動について伺いたいということです。

時間的な流れに従うと、最初に検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述を行ったと思います。その冒頭陳述を聞いた段階で、これから審理を行う事件の争いがどこにあってどういうところに注目して審理に臨めばいいのかというのが分かるのが理想だと言われているところです。

皆さんが実際に体験した事件で、そういった冒頭陳述を聞いた段階でそういうことができたのか、それともそこに少し足りないことがあったのか、といった点について、どなたからでもお気づきの点をおっしゃっていただければと思いますが、い

かがでしょうか。

例えば1番の方は、全体的な感想として審理が分かりやすかったというようなことをおっしゃっていただきましたが、冒頭陳述の段階でも、大体こういうところがポイントなんだなというのはお分かりになりましたか。

**【1番】**

そこは分かりました。

**【司会者】**

他の方はいかがですか。大きく言うと、争いがある事件だとどういったところに争いがあって、検察官と弁護人がそれぞれどういう主張をしていたのかが分かることが望ましいと思いますし、事実関係に争いなくて、もっぱら量刑が問題になる事案だと、事実には争いがないということと、量刑を考える上で検察官や弁護人がそれぞれどういったところに着目してほしいと思っているかが冒頭陳述で分かるのが望ましいと思うのですが、いかがですか。

そういった観点から、自分の事件では自分としてはそこまではその時点では分からなかったとかいう御感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。

**【5番】**

冒頭陳述の際に、検察官の方からイラスト付きのメモが出されましたが、あれは非常に分かりやすかったです。

ただ、弁護人の方のメモは文字しか書いていなかったもので、そこら辺に関しては、もう少し工夫してもいいのかなと思いました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

他の方もそういった技術的な話でもいいですし、中身的にもう少しこうした方がよかったとか、そういう御感想をお持ちの方がいればおっしゃっていただければと思います。

**【2番】**

私が担当したのは、事実関係がよく分からない事件でしたが、素人向けに分かりやすい表だったりグラフだったりがあって、弁護人や検察官のそれぞれの立場からの主張がよく示されたものが出てきたので、我々が考えるのに非常に役に立つ資料でした。

**【司会者】**

今の話だと冒頭陳述で検察官、弁護人それぞれの話を聞いたら今回の事件のポイントがその段階でお分かりになったということですか。

**【2番】**

はい。

**【司会者】**

ありがとうございます。

他に何か冒頭陳述に関して言っておきたいこととか、お気づきの点があったとかというような方はいらっしゃいますか。

あるいは検察官、弁護人から冒頭陳述について何か聞いておきたいということはありませんか。

**【内田検察官】**

冒頭陳述で検察官がいろいろイラスト入りのメモとかを出しますが、必ずしも細かく時系列に沿って一々書いてあるわけではなくて、大まかな流れだけが書いてあるので、その後の証拠調べで証人の話を聞いていくと、メモには簡単にしか書いていなかったけれど、こんなこともあったんだみたいなのが割と出てくる感じかなと思います。

それをどの程度最初のところに盛り込むのかというのは、それぞれの検察官によって、もしくは事件によってだと思うんですけども、皆さんの中で、そういうことがあるんだったら最初を書いておいてほしいと思うのか、それとも、最初にそんなことをいろいろ言われても分からない、情報量が多くなってしまうという感じなのか、その辺りの感想として何か持たれたところがあるのであれば、教えていただ

きたいと思います。

**【司会者】**

いかがでしょうか。御自分の事件ではこうだったとか、あるいはそれとは別にこういうほうがいいんじゃないかという御意見でもあれば、おっしゃっていただければと思います。

**【5番】**

私が検察官から頂いたメモは、時系列で書いてあって、それがあると、証拠の内容を聞いて少し自分で付け足して書くという使い方ができたので、とても楽でした。

**【司会者】**

ありがとうございます。

それでは、別紙第2の2（1）の②と③記載のとおり、証拠調べについての御意見等を聞いていきたいと思います。

証人の話だったり、被告人の話だったり、あるいは書証といって書面になった証拠だったり、証拠としてはいろいろあったと思います。

そういった証拠が、それぞれどういった目的で取り調べられるかというのがあらかじめ分かった上で、その証拠を見て、一応それが頭に入って、それが最後の評議のところで役に立つというのが理想かと思うのですが、なかなかそうもいかない場合もあると思います。

皆さんの事件で証拠調べに苦勞したとか、あるいはこういうところがよかったとかというのがあれば、何でも言っていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

**【1番】**

私が悩んだのは、防犯カメラに映っていない部分について、例えば小さく表示されているところはもっと拡大することができなかつたのか、それともしなかつたのか、できるけれどもそこまでの事件ではないのでやらなかつたのか、その辺がよく分からなくて、そこはやっぱり裁判員という素人からすると、もう少し御

説明をしていただけると、分かりやすかったかなというのがあります。

**【司会者】**

ありがとうございました。防犯カメラに今回問題となったところは直接は映っていないので、むしろ被害者の法廷での証言と、防犯カメラに映っている動きが整合的かどうかということが問題になったようなんですが、これはまず被害者の話を聞いて、その後防犯カメラを見るという順番だったのか、その点は覚えていますか。

**【1番】**

ちょっとそこははっきり覚えていません。

**【児嶋検察官】**

私、その事件に立ち会っておりましたので、ちょっと補足させていただきます。

順番としては、まず検察官の請求書証の取調べの中で、現場の状況などを映した図面の御説明をした後で、防犯カメラの映像を再生しますということで、2回再生したかと思います。1回目は特に解説を入れずに通しで再生しまして、2回目のときにちょっと途中で止めながら、これからこういう場面が映りますと説明させていただきました。証人尋問は、確かビデオを含めた検察官の請求書証の終わった後だったと記憶しております。

今1番の方からの御質問にあったんですけど、防犯カメラの映像は、拡大とかというのは確かできなかったように記憶していますので、確かに見づらくて、我々も裁判員の方が判断するにあたって御苦労をおかけするだろうというか、悩まれるだろうなということは思いつつ、被害者の方の証言で何とか全体として被害者はうそをついている状況はないというところで信用してもらえないかとやったという経緯がございます。

**【司会者】**

ありがとうございます。先ほど、1番の方も防犯カメラがあったけれどもちょっと判断が難しい事案だったということでしたけれども、検察官が防犯カメラを再生する際に、どこに着目すればいいかというのは一応示されて、それを踏まえて防犯

カメラを見て、証人の話も聞いて、一応判断できたということですかね。

他の方はいかがですか。証拠調べ一般についてということですが、例えば、よく言われるのは、証拠の中でも書面の証拠がたくさんあると集中力を保つのが難しいとか、分かりにくくなるかということと言われることもあります。

8番の方の事件では、その辺りの分かりやすさについて御意見はありますか。

【8番】

検察官の調書が相当分厚いものがありまして、それを全部見るのは不可能なものですから、防犯カメラの映像とか、被告人や被害者の言い分、首謀的な人とのやりとりとかそういうもので、判断していきました。

【司会者】

ありがとうございます。3番の方の事件では、証人というかたちではその被害者は出てこなくて、恐らく供述調書というかたちで被害者の話が出てきたかと思うのですが、それについて、何か御感想や、直接証人として話を聞いたかったとか、そういうようなことはありますか。

【3番】

被害者の方は、その事件の性質上出てきたくないという気持ちは本当によく分かるので、そのことについては直接お話を伺いたかったとかそういったことはなかったです。

他の証拠で、どこで事件が起きたとか、あとは車の中でこういう状態だったとか、その再現の写真を見せていただいたことにより、人に助けを求められる状況だったのか否かとか、怖さがどれぐらいだったのかとか状況が分かりました。

【司会者】

ありがとうございます。4番の方はいかがですか。

【4番】

証拠物とかはほとんど何もなくて、被害者も登場しないし誰も登場しなかったの  
で、余りよく分かりませんでした。

**【司会者】**

ありがとうございます。

あと、2番の方の事件では、お医者さんの証人尋問が行われたようですけれども、一般的にそういった専門家の証人尋問というのは難しい言葉が出たりして、分かりにくくなることもあると言われてはいますが、理解を要するまでに苦労したとか、そういうことがありましたか。

**【2番】**

お医者さんが証人として出てきましたけれども、先生のお話はよく分かりましたので、そういう意味では問題なかったです。

ただ最大の問題は、被告人のお母さんが高齢で、審理が進行していくにしたがって発言に食い違いが出てきたり、あと、かあつとなって答えることができない場面が出てきてしまい、被告人が言っていることが正しいのかどうか考えさせられました。

そういう部分をどう考えていくかというのが、結局この裁判の一番のポイントでしたが、発言がちょっと怪しいんじゃないかというときには、こういう切り口で質問してみましようかということを議論して、また質問して、本当の気持ちはどうだったんだろうと、そういう探り方を展開していったので、そういうやり方は非常にいいなと思いました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

これまで審理の分かりやすさに関して、冒頭陳述と証拠調べについて伺ってきましたけれども、これからは、検察官の論告と、弁護人の弁論について、分かりやすかったとか分かりにくかったとか、こうすればいいんじゃないかとかいうような御意見がありましたら、是非伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**【6番】**

私が担当した事件は、事実に争いはなく、主な争点が量刑のみということで、す

ごくシンプルでしたし、弁護人の方と検察官の方が、それぞれ論点をきちんと照らし合わせて話をしてくれたので、論告や弁論は分かりやすかったかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方は、論告・弁論についてはどんな御感想をお持ちですか。何かもうちょっとこうだったらよかったというのがありますか。

【8番】

私の場合は、弁論で、育った家庭の状況が出てきて、あとは情状酌量をお願いしたいという親の手紙とかが朗読されますと、ちょっと気持ち的には動かされました。

【司会者】

ありがとうございます。

審理についていろいろ聞いてまいりましたけれども、他に審理全体を通じて、こういうところに気づいたとかというのがありますか。

2番の方お願いします。

【2番】

弁護人側から重要な主張が審理の後半に出てきたのですが、最初からそれを言ってもいいんじゃないかなと思うんですけども、弁護人にしても、検察官にしても、どのタイミングで何を提示するかというのは、テクニックがあるのかなというところを感じました。

【司会者】

ありがとうございます。今の点に関して、2番の方としては、例えば最初に弁護人の冒頭陳述の段階でそういったことも触れた上で、お医者さんなり証拠調べを聞いたほうが分かりやすかったんじゃないかという感じですか。

【2番】

そうですね。

【司会者】



ありがとうございます。

それでは、次に1番の方、お願いします。

**【1番】**

弁護人の弁論の時間が長くて、最初の予定が15分のところを、結果的に45分お話をされました。さすがに話が長いので、裁判官が今どのくらいまで進んでいますかと聞いたら、全体の3分の1ですとおっしゃったので、3倍の時間をかけて3分の1かと思ったのですが、それは勿論弁護人の手法なのかもしれませんが、やはりそこまで延びてしまうと、裁判自体がだらけてしまうというところがあったので、時間に対してもう少し配慮いただきたいなと思いました。

また、内容も同じことをずっとおっしゃって無理やり延ばしているだけだったように感じ、そういうのは集中力がなくなってしまいますので、そこはどうなのかなというのを感じました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

今度は、別紙第2の2(2)記載のとおり、主として我々裁判官の説明ですとか、評議の進め方、進行役としての進行が分かりやすかったかどうか、もうちょっとこうすればいいんじゃないかということがあるかどうか、お話を伺ってきたいと思います。

まず、そういった説明等の時期ですけれども、全ての事件で、皆さんが裁判員等選ばれた直後に、立証責任等の一般的な説明があるかと思えますし、遅くとも審理が全部終わって、じゃあこれから評議を始めましょうというときにいろいろ説明があるのは当然だと思うんですが、もっと前の段階で、例えば法廷での冒頭陳述が終わった段階とか、あるいはいろんな証拠調べが終わった段階で、どの程度の説明が裁判官からあったのかどうかとか、それについて分かりやすかったかどうかとか、そういった辺りについてまずお聞きしたいと思います。

1番の方、いかがですか。

**【1番】**

量刑については、たしか最初の時点で簡単に説明はしていただいたと思います。裁判員がそこで覚えようとしたので、それは書かなくても結構です、簡単に頭に置いていただければ結構ですというところで、さらっとはあったと思います。その後で刑を決めなければいけないときに、詳しく説明していただきました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

次に、3番の方、いかがでしょうか。

**【3番】**

期間が経っていますので記憶が定かではないのですが、たしか、こういうことに気をつけてメモを取ってくださいとか、そういったことは教えていただいたような気がします。

**【司会者】**

ありがとうございます。

先ほどもちょっと話が出ましたけれども、皆さんがお務めいただいた事件は全て有罪の結論になっているので、いずれかの段階では量刑についての評議をしているでしょうし、量刑の評議に入る前には、少なくとも量刑の考え方についての説明を受けているとは思いますが、その量刑についての考え方の説明はどうだったのでしょうか。

十分理解できたかどうか、できたとして、それが自分としても納得できたのか、それともちょっとやっぱり納得できない部分があったのかとか、そういったところはいかがですか。

先ほど、こんなに先例に従うことになるのかというお話もありましたけれども、そういったところも含めて、なぜそうなのかというような話も恐らくあったかと思うのですが、そういったところも含めて、納得できたかどうかというところはいかがでしょうか。

## 【7番】

私が担当した事件では、量刑について、これまでの裁判例のデータベースを紹介していただきました。

それを見ると、私たちの意見もやや変わってくるような印象を持ちました。重い意見の人も軽い意見の人もいらっしゃるけれども、私たちは一般人なので今までの事案が全く分からないので、その指針となるものを上手に教えていただきました。

## 【司会者】

ありがとうございます。今のお話にも出たとおり、量刑の話合いをするに当たっては、ほぼ必ずといっていいと思うんですけども、過去の裁判例をデータベースにしたものから、当該事案に近いと思われるような要素を持つ事案を抜き出して、それらの結論の分布がグラフとして表れたもの、我々は「量刑資料」と呼んだりしていますけれども、そういうのを示された上で議論しているかと思うんですけども、その使い方ですとか、どうしてそれが指針になるのかというようなところを、どこまで皆さんが納得していただいているかということをお聞きしたかったんですが、7番の方は、割とそういう意味では理解していただいているということですね。

先ほど6番の方から、過去の先例をこんなに参考にするのかというのが意外だったという話もありましたけれども、そのあたりやってみて、そういうので腑に落ちたのか、それともちょっと窮屈だったという御感想をお持ちなのか、いかがでしょうか。

## 【6番】

そういう意味でいいますと、全然知識がないので、何年にしたらいいのかというのをどうやって決めるのかというのが、まず一番気になっていたところだったので、ただそれをちゃんと裁判官の方が説明してくださったので、それでそういうやり方で話し合っただけで決めていくのかというのが、腑に落ちなかったのではなくて、そういうやり方でやっていくんだというのが分かったということが、すごくびっくりしたというのが正直な感想です。

あと一つ、すごくためになったのは、私だけの意見じゃなくて、ちゃんと裁判官の方も意見やその理由を途中でちゃんと話してくれて、裁判官の立場から、いろいろな法律のこととか今までの事件と照らし合わせると何年かなという意見も言ってくださったので、それも刑を決めるための参考になったかなと思っています。

**【司会者】**

ありがとうございます。

今おっしゃった点は、裁判官としては、早く自分の意見を言ってしまうと不当な影響力を持ってしまうのではないかと恐れるところがありますし、逆に最後の最後まで言わないで最後に意見を言うと、ちょっと後出し的にも思われてしまうので、どうすればいいのかなというのはいまだに私もよく分かっていないのですが、今のお話だと、6番の方、7番の方のときには、裁判官もそれなりの段階で自分の意見を言っていたけれども、不当にそれにみんなが乗っかってしまうというようなことはなかったということですか。

**【6番】**

なかったと思います。

**【司会者】**

ありがとうございます。それは言い方とかいろいろ工夫していたということですね。

4番の方はいかがでしょう。

**【4番】**

話をしている中で、裁判官の方たちは、私たちが何を悩んでいるのかがすぐ分かってしまうんだと思います。

そうすると、こんなこともありますよ、こんなデータもありますよみたいなことを量刑グラフの検索条件に入力されると、みんなすすっとその方向に意見が行ってしまうので、これはコントロールしようと思えば簡単にコントロールできるんじゃないかなというような気がしました。

ただ、変な方向に進もうとするともう一回立ち止まって、もう一回違うことを考えてみなくていいですかみたいなことも言ってくれるし、なかなか素晴らしいなどは思いましたけれども、ただ、コントロールしようと思ったら簡単にコントロールされちゃうなどは思いました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

それでは1番の方、お願いします。

**【1番】**

私が担当した事件は、被告人の方が執行猶予中だったのですが、裁判官から、執行猶予の判決が出た前の事件のことを考えないでくださいということをおっしゃられたんですが、どうしても執行猶予中というところで、今回の刑とその執行猶予となったものはプラスされるということも頭で考えてしまって、その辺でちょっと判断が左右されやすいのかなということは感じました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

他の方はいかがですか。

**【須藤弁護士】**

量刑のお話なんですけれども、我々弁護士としても最後の弁論というところで、弁護側の量刑意見を述べさせていただく場合と、あえて述べさせていただかない場合とがあるんです。我々としては、弁護士として皆さんが見ていらっしゃる裁判所の量刑資料も見ていて、その上で意見を言わせていただくんですけれども、ただ我々としても、検察官の求刑が上限と思われることとの対比で、一種それが最下限だと見られてしまうのは少し嫌だなと思いながら、出すべきか、出さざるべきかというのは悩むところなんです。

裁判員の皆さんから見て、弁護人の量刑についての意見があったのかなかったのか分からないですけれども、あったほうがよかったというのか、むしろ弁護人の意

見は弁護人の意見だから、余り量刑のときは考えていないというのか、そういうところをざっくばらんに教えていただければと思います。

**【司会者】**

いかがですか。検察官は論告と併せて必ず求刑というのはやることになっています。それに対して弁護人は今お話があったとおり、弁護人それぞれのお考えで、具体的にこれは懲役何年ぐらいが相当です、という意見を言う場合もあればそうでない場合もあります。皆さんの場合がどうだったのかということと、それがよかったのか悪かったのかという点について聞きたいということかと思うのですが、いかがですか。

弁護人から具体的な量刑の年数が出ている方がよかったのか、それとも、例えばそれが余りに低すぎて参考にならなかったのかなど、御意見のある方はいらっしゃいますか。

**【7番】**

弁護人が、罪を軽くしていただきたいという数字を提示してくるというのは素人でも分かるんです。ただ、その数字がどういう理由によるものなのかというのは、弁論の中で言っていたので、なるほどこれぐらいの数字なんだというのは分かりました。

でも、そこを一番下のラインにしてあるのか、平均の数値の真ん中あたりにしているのかというのは、本人が認めているというのもありましたので、そのときの弁護人の方の一生懸命弁護していただいている方の口調が、やはり印象には残っているので、やはり平均値ではなく軽めで数字を提示していただいていたんじゃないかと、私自身は思っております。

**【司会者】**

ありがとうございます。

時間もなくなってきたので、進行面での裁判官の進行がどうだったかというところも伺いたいのですが、先ほどのお話の中で、7番の方が、意見が言いにくそうな

方がいたときに、空気を変えるような司会進行があったというようなことをおっしゃっていたので、個人的には是非どういのがよかったのかというのを聞いてみたいんですけども、覚えているものがあれば、おっしゃっていただければと思います。

#### 【7番】

初日あたりは、「自己紹介いかがですか」みたいなかたちで場を和ませようとしていただいていたりとか、重い空気の後に、「お昼ご飯なんですけど、できたら弁当で皆さんでここでいかがなものでしょうか」みたいな感じで言っていたりとか、裁判員にも分かるような会話を持って行ってくださっていたりとかしたように思います。

#### 【司会者】

ありがとうございます。

先ほどの話では1番の方も、やっぱり話が苦手そうな人がいたときに、もうちょっと配慮があってもいいんじゃないかという話が出ていましたけれども、どういふうにすればよりよかったというのは、御感想はお持ちですか。

#### 【1番】

私が担当させていただいたのは性犯罪の事件だったのですが、若い裁判員の方はそういう性的なことを言うのをすごく嫌がる傾向があるようですが、年配の裁判員の方は割とそういうことははっきりおっしゃっていました。

そうすると、裁判官さんも途中で「女性もいらっしゃいますので、ちょっと表現に気をつけてくださいね」とおっしゃってはいいただけるんですけど、「でも、言わないと気が済まないの」と言って、また露骨な表現を使うので、そうすると、私の年代は、まあねと分かるんですけど、どうしても若い方たちは慣れていない分、すごくそれに対して嫌悪感を出してしまうんですね。

そのところは、同じ女性の私たちが何とかできればよかったのかもしれないのですが、その辺の年代の感覚といいますか、考え方、価値観が違うところを埋める

方法がもう少しあればいいなと感じました。

#### 【司会者】

ありがとうございます。そういう事案なだけに、性的な議論をしないわけにはいかないのですが、なかなか進め方は難しいとは思いますが、確かにおっしゃったような点は大変参考になりますので、今後、直接的な表現はせずにごちゃごちゃとした実質的な議論をするか、いろいろ考えていきたいなと思います。

では、時間も押してきましたので、別紙第2の3記載のとおり、これから裁判員になる方へのメッセージというものを、恐縮ですが、またお一人ずついただきたいと思っています。

それに当たっては、先ほどもちょっと話に出てきましたけれども、皆さんそれぞれ裁判員、補充裁判員を御担当いただき、いろいろな意味の負担、時間的なものであったり精神的なものであったりというのがあったかと思いますが、そういうことにも触れていただきながら、今後裁判員を担当していただけるであろう方へのメッセージというような話で、一言ずついただければと思います。

#### 【1番】

私は今、母を介護している状態なんですが、スケジュールを早くいただけていたので、ケアマネージャーと早くお話ができて、その辺の日程調整というのはうまくすることができたので助かりました。

始まる時間も終わる時間も、大体時間どおりにやっていたので、その辺は何も問題がなく終わりました。

精神的な負担に関しては、多分関わる事件によってかなり違うんじゃないのかなと思ってはいますが、私に関しては、悩むことはありましたが、特に精神的負担というのはありませんでした。ただ、終わった後、やはり毎日いろいろな事件が起きていますが、それに対してすごく興味を持つようになるというか、ニュースを聞いていても興味を持ちますし、そこら辺の意識は変わったと思います。あと何事も証拠が第一なんだなということを思うようになりました。



【司会者】

ありがとうございます。追加の質問ですが、今のケアマネージャーの方と調整したというのは、実際補充裁判員に選ばれた後の話ですか。

【1番】

その前からちらっと話はしていたのですが、決まった時点ですぐに調整しました。

【司会者】

補充裁判員に選ばれてから本番が始まるまでの日数はそんなに長くないと思うのですが、それでも一応調整ができたということですか。

【1番】

はい。

【司会者】

ありがとうございます。

では、2番の方お願いします。

【2番】

私の場合は、メンタルな部分に非常に訴えられる話ばかりだったので、そういうことについては、やはり人によってはケアが必要かと思いましたがけれども、ただ実際、一番最初にお話ししたように、自分たちの身にも降りかかるような内容でしたから、自分の家族に対してこれからどうしようかとか興味がわいたりしたので、非常に参加してよかったなと思います。

ただ、スケジュール的には、翌日から公判でしたから、会社には、選ばれたら、もう明日から休むよということは言っていたんですけども、選任と公判初日の間に若干余裕があると、参加する側としてはいいなと思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

3番の方お願いします。

【3番】

私は毎月決まったスケジュールで仕事をしておりまして、今回当たった1週間というのが、どうしてもその日は休めないという時期に当たらなかったもので、会社にも理解をしていただけて、すんなりと休ませていただいたので、そういった意味では仕事との調整というのは苦労はなかったです。

また精神的な負担につきましても、事件がそこまで深刻ではなかったということもありまして、なかったです。ただ1週間休んでいましたので、事件が終わった後に、「どうした、旅行か」とよく聞かれたので、「裁判員をやってきました」と言うと、いろいろ聞かれたんですね。

そのときに、裁判員になってもいいしならなくてもいいという人は余りいなくて、やりたくない人が大半で、やりたいといった人は、もう有休を取ってまで傍聴に来るような人だったんです。

でも、私個人は参加するまでは、機会があればやってみたいとは思っていたんですけれども、参加してみてよかったと思っているので、もしもそういうことになったら、是非経験していただきたいなとは思っています。

**【司会者】**

ありがとうございます。

4番の方をお願いします。

**【4番】**

私が担当した事案も、重くなかったものですから、とても参考になりましたし、いい経験になりました。裁判所に来るまではどうやったら断れるんだろうとか、そんなやり方を会社の人みんなに聞いたりして作戦を考えていたのですが、やってみたらこれはいい経験になるので、率先して人生を語るためにも積極的にみんな受けたほうが良いよと、そんなふうに話しております。

**【司会者】**

ありがとうございます。

5番の方、お願いいたします。

**【5番】**

私が担当した事件は、正直言って重たい雰囲気は一切ありませんでしたので、気が重くなるとかというのはありませんでした。だから、参加したことについては、可でもなければ不可でもないということです。

あとは、選任される日を含めて十日ちょっと縛られたんですけど、それは長かったのかなと思いました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

では、6番の方お願いいたします。

**【6番】**

最初はもう当選すると思っていたので、会社に余りちゃんと言っていなくて、通知を受けたときに初めてその話を切り出しました。その話をしたときに、それは確定なのかと言われて、裁判員に選ばれた翌日から公判が始まったのですが、できれば選ばれてから仕事を引き継ぐために何日間か日にちをもらいたかったです。私は結局、休む前に休む前提でもう引き継ぐことを全部前の週にやって、もし選ばれなかったら来週どうしようかと結構そういう変なことを思っていたんですけど、できれば猶予があるといいと思っていました。

あと、やっぱり裁判員に選ばれることに、さっき4番の方は周りの方々が否定的というか、やりたくない方が多いとか結構言われていたんですけど、うちの周りのメンバーは実は結構やりたいという人が多くて、自分も選ばれないかなとかそういうことを言っていました。

ただその方々に話したのは、やっぱり人ごとではなくて、必ずこういうのは何かしらで選ばれるのかなと思うので、準備だけはしておいたほうがいいのではないかなというのは話をしました。貴重な体験をすごくさせていただいて、ありがとうございました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

では、7番の方お願いします。

**【7番】**

私の場合も職場の上司に話したところ、「悪いけど裁判員の候補者になったのは、君が初めてなんだよね。」というかたちで言われたんです。何をどうするのかということ、上司の方がまずご存知ない。後で聞いたのですが、会社の方たちが、あの書類とかこの書類が要ると、総務課から回ってきて、要る要らないを私に連絡するかどうかを上司の方と結構話し合っ、そこで社長が出てきてとか、ちょっと大ごとになったというのを後で伺いまして、できましたら、やはり即次の日からではなくて、半日か、最低でも1日、私が会社に顔を出して、実はこの日からこの日までというのを言えたらいいかなと思います。

男の方とかだったら、多分上司の方に言っても、何となくおまえ休むんだなという雰囲気が伝わるんだと思うんですが、やはり女性だと、「休むの、はいはい」みたいな感じがニュアンス的にありました。

何日から何日まで休むというのが言えない、分からないというのが、やはり仕事の関係上、私の担当する仕事分をどなたかに割り振らなければいけないので、提出する書類というのが会社によって違うと思うんですが、私たちの系列の会社は全て書類で提出しろというかたちだったので、大変な思いをしたそうです。ですので、少し猶予をいただきたいというのが、正直この後の方へのメッセージだとは思いますが。

**【司会者】**

大変参考になります。ありがとうございます。

8番の方、お願いいたします。

**【8番】**

私は、裁判というものは事実を掘り下げて、いかに公正に行っているのかということ、理解できたことが非常に勉強になりました。あとは加害者の家庭環境等の内

容を聞いたりしたことも勉強になったと思います。

新たにもし裁判員をやられる方がおられましたら、是非参加していただければと思います。裁判員になれてよかったです。

**【司会者】**

どうもありがとうございました。

本日は、大変有意義なお話を聞かせていただいて、ありがとうございました。これもちまして、意見交換会を終わりたいと思います。

(別紙第2)

## 話題事項について

- 1 まず、裁判員を務められた全体的な感想を一言お聞かせ下さい。
- 2 次に、今回の意見交換会では、「審理及び評議の分かりやすさ」についてのご意見をお聞かせいただくことが予定されております。そこで、当日は、次のような話題事項に沿って、意見交換をお願いしたいと考えております。
  - (1) 検察官や弁護人の活動は分かりやすかったですか。印象に残っているのはどのような点ですか。もっとこうして欲しかったといった要望はありますか。
    - ① 冒頭陳述（審理の最初に検察官と弁護人が行った説明）で、事案の内容や争点、証拠調べのポイントがよく理解できましたか。
    - ② 証拠の説明（モニターを利用した書類の説明や供述調書の朗読等）は、どのような点が印象に残っていますか。
    - ③ 証人、被告人に対する質問は的確に行われていましたか。質問事項書等の配付された書面は、供述内容の理解に役立ちましたか。
    - ④ 論告・求刑、弁論（審理の最後に検察官と弁護人が述べた意見）は、評議で意見を述べる際に、どのように役立ちましたか。
  - (2) 裁判官の説明は分かりやすかったですか。印象に残っているのはどのような点ですか。もっとこうして欲しかったといった要望はありますか。
    - ① 裁判手続や法律用語、争点や量刑の決め方等に関する説明内容は分かりやすかったですか。それらの説明の時期は適切でしたか。それらの説明が、証拠の内容を理解したり、評議で意見を述べたりする際にどのように役立ちましたか。
    - ② 評議の進め方について印象に残っているのはどのような点ですか。
- 3 最後に、裁判員としての負担感（仕事や家事との調整等も含めて）にも触れながら、これから裁判員（又は候補者）となられる方へ伝えたいことをお聞かせ下さい。